

社会福祉法人 明星会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明星会(以下「当法人」という。)定款第8条、第21条及び評議員選任・解任委員会運営規則第6条の規定に基づき、役員(理事及び監事)、評議員及び評議員選任・解任委員(以下「役員等」という。)の報酬等について必要事項を定める。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に、次の職務執行の対価として報酬を支払うものとする。

- 1 理事会への出席(別表1)
- 2 評議員会への出席(別表1)
- 3 評議員選任・解任委員会への出席(別表1)
- 4 理事が理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合(別表1)
- 5 監事が法人及び事業の運営状況の指導または監査の業務にあたった場合(別表1)
- 6 上記5項の職務執行のために要した経費については、費用弁償費を支払うものとする。ただし、交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
- 7 週平均2日以上業務に当たる役員を「常勤役員」とし、常勤役員についても、別表1に基づき報酬を支払う。

(報酬等の支給方法)

第3条 報酬等の支給は、当該会議に出席した都度、職務執行した都度、現金で支払うものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところに控除すべき金額を控除して支払う。
- 3 常勤役員の報酬については、毎月21日支給とする。ただし、その日が金融機関の休日にあたるときは、その前日とする。

(出張旅費)

第4条 役員等が、理事長の命を受けて法人業務のため出張する場合は、(別表2)により報酬及び旅費を支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給することができる。

- 4 旅費は実情を考慮して、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第5条 当法人の職員を兼務する役員等については、国の俸給表を準用して定められた当法人給与規程に則って職員としての給与を支給する。そのためこの規程における役員報酬は適用しない。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(補 則)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

ただし、平成15年4月1日施行の役員報酬規程は廃止する。

この規定は、令和3年7月1日より施行する。